

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	六ヶ所村 介護保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

公表日

令和6年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表項番100の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査、その届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付、特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 ・要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務 ・要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・地域支援事業に関する事務 ・地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 <p>※申請や届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領（一部）する。</p> <p>< 公金受取口座情報の利用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム（デジタル庁）から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理を利用することが可能になる。 ・対象事務：要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護（予防）サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、宛名システム、個人住民税システム、電子申請サービス共同利用
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 番号法第9条第1項 別表 100、135項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第134、162条</p> <p>< 公金受取口座情報の利用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）第2条第31項介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会事務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 100、135項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 133、134、162条 ○別表における公金受取口座情報照会の根拠 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31項介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付</p> <p>＜情報提供事務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 1、2、3、4、8、9、23、26、35、42、44、55、59、61、85、95、96、100、117、128 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 4、5、7、8、10、15、20、44、71、72、82、88、89、117、118、127、133、134、139、146、147、148条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475 電話0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月29日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 福祉部門 福祉課	六ヶ所村 福祉課	事後	
平成28年6月29日	評価実施機関における担当部署	理事 田中 幸雄	課長 田中 幸雄	事後	
平成28年6月29日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、申告支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、宛名システム、個人住民税システム	事後	
平成29年6月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表第一 68項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表第一 68項	事後	
平成29年6月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 別表第一省令第50条	事後	
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 <情報照会事務>	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 93、94 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 93、94 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47条	事後	
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 <情報提供事務>	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、9、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 田中 幸雄	課長 尾ヶ瀬 一成	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 尾ヶ瀬 一成	福祉課長	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和1年6月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、宛名システム、個人住民税システム、	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、宛名システム、個人住民税システム、電子申請サービス共同利用	事後	
令和4年6月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事後	
	上記続き	○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務	・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査、その届出に対する応答に関する事務	事後	
	上記続き	○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 ○介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付 具体的には、以下の事務となる。 又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務	・被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付、特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 続き	○介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分変更認定の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答事務 具体的には、以下の事務となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更認定申請受理 ・要介護状態区分の変更認定申請受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務	・要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務	事後	
	上記続き	○介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更認定申請受理 ・要介護状態区分の変更認定申請受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務	・要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務	事後	
	上記続き	○介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類指定の変更申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答事務 具体的には、以下の事務となる。 ・介護給付等対象サービスの種類指定の変更申請受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務	・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 続き	○介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答事務 具体的には、以下の事務となる。 ・居宅介護サービス費等の額の特例申請受理 ・介護予防サービス費等の額の特例申請受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務	・居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務	事後	
	上記続き		・保険料滞納者に係る支払い方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・地域支援事業に関する事務 ・地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ※申請や届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領(一部)する。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<p><公金受取口座情報の利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入力して振込等の事務処理を利用することが可能になる。 ・対象事務:要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請 	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用		<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第9条第1項 別表第一 68、101項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)別表第一省令第50、74条</p> <p><公金受取口座情報の利用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31項介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付 	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		<p><情報照会事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 93、94、121項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令46、47、59条の4</p> <p>○別表第二における公金受取口座情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31項介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付 <p><情報提供事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令2、3、5、6、7、9、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条</p>	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和6年8月19日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表項番100の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事後	
令和6年8月19日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第9条第1項 別表第一 68、101項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)番号法第9条第1項 別表 100、135項	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 93、94、121項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47、59条の4</p> <p>○別表第二における公金受取口座情報照会の根拠</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31項介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付</p> <p><情報提供事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、9、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59</p>	<p><情報照会事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 100、135項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 133、134、162条</p> <p>○別表における公金受取口座情報照会の根拠</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第31項介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付</p> <p><情報提供事務></p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 1、2、3、4、8、9、23、26、35、42、44、55、59、61、85、95、96、100、117、128</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 4、5、7、8、10、15、20、44、71、72、82、88、89、117、118、127、133、134、139、146、147、148条</p>	事後	
令和6年8月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年8月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	